

令和2年4月7日

保護者の皆様

日進市立東小学校長 宮本 泰男

各種警報等発令時の登下校について（お知らせ）

このことについて、愛知県教育委員会より平成25年8月28日付けで通知がありました。つきましては、特別警報の運用が平成25年8月30日より始まりましたので、その対応を含め下記のようにお知らせいたします。

記

1 暴風警報・特別警報への対応

	暴風警報	特別警報
登校前 の発令	<p>ア 児童の登校前に、「日進市」に警報が発令されている場合は、登校を見合わせ、次のようにします。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 午前6時までに警報が解除されないときは、授業を中止します。 <p>イ 児童の登校前に、「日進市」に警報が発令されていない場合の登校については、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等から各家庭で判断し登校させてください。（登校を見合わせた場合は、各家庭から状況等を学校へ必ず報告してください。）</p> <p>※ 警報が解除された後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、安全に登校させようと各家庭が判断できるまで登校させないでください（登校を見合わせた場合は、各家庭から状況等を学校へ必ず報告してください。）</p>	
登校中、 在校中、 下校中 の発令	<p>暴風警報が発令された場合は授業を中止し、安全を確認して速やかに「引き取り下校」をします。</p> <p>ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、校内において待機させます。（待機解除は、メール配信等での連絡）。</p>	<p>特別警報が発令された場合は即刻、授業を中止し児童の生命及び安全を確保する最善の対応（校内において待機、外部の避難所への移動等）を迅速に行います。校内で待機させた場合は、児童を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。なお、下校方法につきましては、暴風警報に準じます（待機解除は、メール配信等での連絡）。</p>
その他	<p>警報は発令されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合は、注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象及び通学路の状況等から判断し、「休業」や「授業の中止」を決定する場合があります。</p>	

※ 台風が接近している場合は、原則として給食を中止します（前日までに連絡）。

→ 午前6時までに警報が解除された場合は、「弁当持参」で平常授業となります。

登校時に特別警報・暴風警報が発令されていなくて登校が可能な場合は、「弁当持参」で登校させてください。

（参考）特別警報とは、「数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表されます。

特別警報の対応の原則は、「ただちに命を守る行動をとる！」ことです。

2 南海トラフ地震に関する情報(臨時)への対応

南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表されたとき

ア 在校中に発表されたとき

授業をはじめとする教育活動を中止し、引き取り下校により帰宅します。翌日以降は、南海トラフ地震に関する情報(臨時)が解除されるまで、臨時休業日とします。

イ 在宅時に発表されたとき

自宅待機をさせていただきます。翌日以降は、南海トラフ地震に関する情報(臨時)が解除されるまで、臨時休業日とします。

ウ 登下校中に発表されたとき

[登校中]

原則としてそのまま登校させます。その後は、【ア 在校中に発表されたとき】に準じた対応になります。

[下校中]

原則としてそのまま下校させます。その後は、【イ 在宅時に発表されたとき】に準じた対応になります。

南海トラフ地震に関する情報(臨時)または南海トラフ地震に関する情報(臨時)が解除されたとき

※ 暴風警報・特別警報の解除時の対応に準じます。

- 午前6時より前に解除された場合は、弁当持参で登校してください。
- 通学路が危険な場合は登校させず、学校に連絡をしてください。

在宅時に南海トラフ地震に関する情報(臨時)等の大規模地震が起きたとき

※ 学校から連絡があるまで自宅待機とします。